

残灰処理場水質測定業務委託
仕様書

平成 2 6 年度

残灰処理場水質測定業務委託仕様書

本委託は、残灰処理場排水処理施設、周辺水域及び井戸の水質測定を行うものである。

(一般事項)

- 1 本委託は、設計書及び仕様書、並びに関係諸官公庁の規則を遵守し、担当職員の指示に従い完全に施行する。
なお、優先順位は上記の順とする。
- 2 本仕様書及び設計書は、本委託の基本的内容について定めるものであり、記載されていない事項であっても当然必要と思われるものについては受託者の責任において、施行しなければならない。
- 3 本仕様書及び設計書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- 4 施工写真は、黒板等を使用し施行状況（採取中、分析中）の経過及び月日が詳しく分かる写真を提出するものとする。
- 5 提出書類（原則としてA4判とする。）
 - ①施工計画書 (1 部)
 - ②報告書 (2 部)
 - ③施工写真 (1 部)
 - ④その他担当職員の指示による必要書類
- 6 その他
 - ①関係法令の遵守
本委託の施行にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。
委託内容により、関係官公庁への許可、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受託者負担により代行するものとする。
 - ②労務災害の防止
施行中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。
 - ③ 本委託施行中に受託担当者が誤って他の装置を破損した場合には、全面的に責任を負うものとする。

(特 記 事 項)

1. 採水場所 止々呂美残灰処理場

2. 採水箇所、測定項目及び測定回数

採 水 箇 所	測 定 項 目	測定回数	備 考
排水処理設備 出口	下記、別表 1 の(1)～(4), (13), (14) 計 6 項目	9 回/年	
	下記、別表 1 の(1)～(46) 計46項目	1 回/年	
	ダイオキシン類	1 回/年	
排水処理設備 入口	下記、別表 1 の(1)～(46) 計46項目	1 回/年	
	ダイオキシン類	1 回/年	
流域放流水	下記、別表 1 の(1)～(46) 計46項目	1 回/年	
深井戸(処理場内)	下記、別表 1 の(1)～(46) 計46項目	1 回/年	
浅井戸 (処理場内 2ヶ所)	下記、別表 1 の(45), (46) 計 2 項目	各井戸12回/年	
	下記、別表 1 の(1), (4), (12), (16), (17) (19)～(42) 計29項目	各井戸 1 回/年	
	ダイオキシン類	各井戸 1 回/年	

※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条に定めるものとする。

※ 浅井戸下流のダイオキシン類サンプリング時は、1 回当たり採取できる量が少ないため、2 日間渡り採水する。

別表 1 (測定項目一覧表)

測 定 項 目	
(1) 水素イオン濃度	(24) ポリ塩化ビフェニール (PCB)
(2) 生物学的酸素要求量 (BOD)	(25) トリクロロエチレン
(3) 化学的酸素要求量 (COD)	(26) テトラクロロエチレン
(4) 浮遊物質	(27) ジクロロメタン
(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(28) 四塩化炭素
(6) フェノール類含有量	(29) 1, 2-ジクロロエタン
(7) 銅含有量	(30) 1, 1-ジクロロエチレン
(8) 亜鉛含有量	(31) シス-1, 2-ジクロロエチレン
(9) 溶解性鉄含有量	(32) 1, 1, 1-トリクロロエタン
(10) 溶解性マンガン含有量	(33) 1, 1, 2-トリクロロエタン
(11) クロム含有量	(34) 1, 3-ジクロロプロペン
(12) 弗素及びその化合物	(35) チウラム
(13) 大腸菌群数	(36) シマジン
(14) 窒素含有量	(37) チオベンカルブ
(15) 燐含有量	(38) ベンゼン
(16) カドミウム及びその化合物	(39) セレン及びその化合物
(17) シアン化合物	(40) 硼素及びその化合物
(18) 有機燐化合物	(41) 1-4 ジオキサン
(19) 鉛及びその化合物	(42) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(20) 六価クロム化合物	(43) 色 度
(21) 砒素及びその化合物	(44) 臭 気
(22) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合	(45) 塩化物イオン
(23) アルキル水銀化合物	(46) 電気伝導率

3. 分析方法

(1)別表1（測定項目一覧表）の項目

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年3月、総理府・厚生省令第1号）に基づく方法。

(2)ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令（平成12年1月、総理府・厚生省令第2号）に基づく方法。

4. 採水実施日 本市担当職員と協議の上決定する。

5. その他

(1) 報告書は、サンプリング後原則として3週間以内に提出するものとする。

(2) 定量下限値については、本市担当職員と相談の上決定すること。

(3) 報告書のデータに疑義があると市が判断した場合には、再検査を実施すること。尚、この場合の経費は、受託者の負担とする。

採水予定表（参考）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排水処理設備・出口	○	○	○	◎+☆	○	○	○	○	○			○
排水処理設備・出口				◎+☆								
流域放流水				◎								
深井戸				◎								
浅井戸(上流)	△	△	△	△+▲+☆	△	△	△	△	△	△	△	△
浅井戸(下流)	△	△	△	△+▲+☆	△	△	△	△	△	△	△	△

【凡例】

- 6項目
- ◎ 46項目
- △ 塩化物イオン、電気伝導度率
- ▲ 29項目
- ☆ ダイオキシン類